

三島市情報公開条例改正案についてパブリック・コメントを募集します

パブリック・コメントとは、行政が政策等を策定する場合、その案を事前に公表することにより市民から意見の提出を受け、最終的な案を決定しようとするものです。

今回、次の条例を改正するにあたり、市民の皆様の意見を広く募集します。

1 案件名 三島市情報公開条例改正案

2 内容 より一層の市政運営の公開を図るため、公文書の開示請求権者の範囲を広げ「何人も請求可能」とする条例改正を行います。

3 情報公開条例改正の概要

○ 「開示請求権者」の改正について（第5条関係）

本条は、公文書の開示を請求する権利を付与され、その権利に基づき公文書の開示を請求することができるもの（以下「請求権者」という。）の範囲を定めたものであります。改正前は請求権者を「広義住民等」に限定していたものを、請求権者の範囲を広げ「何人」に改めることにより、公文書の開示請求権を市外の者等にも付与する改正であります。

※ 広義住民等とは、市内に住所を有する者、市内に事業所を有する者又は団体、市内に勤務又是在学する者等をいいます。

○ 「公文書の任意的開示制度」の改正について（第10条関係）

本条第2項は、義務的開示制度における請求権者の制限を補うものとして制度化したものであります。第5条（開示請求権者）の改正に伴い請求権者の制限を補う必要がなくなるため、第2項（請求権者以外のものからの開示の申出に対する任意的開示）の規定を削除するものであります。

○ 改正条例の施行予定日について

平成23年4月1日から施行する予定です。

4 募集期間 7月1日（木）から7月30日（金）必着とします

5 提出方法 パブリック・コメント用紙に、提出者の対象区分、住所、氏名及び連絡先を明記して、募集期間内に直接、郵送、FAX又はEメールで提出してください。

6 提出先 〒411-8666 三島市北田町4番47号 三島市役所行政課文書法規係

FAX番号 973-5722

Eメールアドレス gyousei@city.mishima.shizuoka.jp

※ 市ホームページのパブリック・コメントコーナーにおいても提出できます。

7 意見の取扱 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、行政課、情報公開コーナー、公民館（北上、錦田、中郷、坂）及び生涯学習センターで閲覧又は資料配布の方法により公表します。 なお、提出された意見への個別回答はいたしません。

8 問合せ 行政課文書法規係 電話番号983-2618